

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案参照条文 目次

○	踏切道改良促進法施行規則（平成十三年国土交通省令第八十六号）（抄）	1
○	開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）（抄）	8
○	鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）（抄）	10

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案参照条文

○ 踏切道改良促進法施行規則（平成十三年国土交通省令第八十六号）（抄）

（定義）

第一条 この省令で「保安設備」とは、踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置及び踏切支障報知装置（障害物検知装置により発炎信号、発光信号又は発報信号を現示する装置を動作させることができるものに限る。以下同じ。）をいう。

2 この省令で「一日当たりの踏切自動車交通遮断量」とは、当該踏切道における自動車（二輪のものを除く。以下同じ。）の一日当たりの交通量に一日当たりの踏切遮断時間に乗じた値をいう。

3 この省令で「一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量」とは、当該踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量に一日当たりの踏切遮断時間に乗じた値をいう。

（立体交差化の指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により立体交差化を実施すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

一 平成二十七年末における一日当たりの踏切自動車交通遮断量が一万以上になると認められるもの

二 平成二十七年末における一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上になり、かつ一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上になると認められるもの

三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上になるもの

四 平成二十三年以降の五箇年間に於いて改築（舗装を除く。以下同じ。）が行われる一般国道の区間に係るもの

五 平成二十三年以降の五箇年間に於いて行われる道路（高速自動車国道及び一般国道を除く。）の改築、停車場の改良、鉄道の複線化等の工事に係るもので、立体交差化を実施することにより交通の円滑化に著しく効果があると認められるもの

2 前項の基準に該当する踏切道で次の各号のいずれかに該当するものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により立体交差化を実施すべきものとして指定を行わないことができる。

一 地形上立体交差化を実施することが著しく困難なもの

二 一時的なもの

三 臨港線又は市場線である鉄道が港又は市場に近接して道路と交差する場合において、立体交差化を実施することによって鉄道又は道路の効用が著しく阻害されるもの

四 立体交差化の工事に要する費用が立体交差化によって生ずる利益を著しく超えるもの

(構造の改良の指定基準)

第三条 法第三条第一項の規定により構造の改良を実施すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 平成二十七年年度末における一日当たりの踏切自動車交通遮断量が二千以上になると認められるもので次のいずれかに該当するもの
- イ 踏切道における車道(道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。)の幅員と踏切道に接続する道路の車道の幅員との差が一メートル以上のもの
- ロ 鉄道と道路との交差角が四十度未満のもの
- ハ 踏切道に接続する道路の踏切道の両側から十メートルまでの区間が踏切道の部分を含めて直線でないもの
- ニ 踏切道に接続する道路の踏切道の両側から三十メートルまでの区間の縦断こう配が四パーセント以上のもの
- ホ 見通し区間の長さが道路構造令第二十九条第三号に規定する見通し区間の長さの二分の一以下のもの
- 二 踏切道における歩道(道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道以外の部分をいう。以下同じ。)の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上になるもので、構造の改良により事故の防止に効果があると認められるもの
- 四 構造の改良により事故の防止に著しく効果があると認められるもの
- 2 前項の基準に該当する踏切道で次のいずれかに該当するものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により構造の改良を実施すべきものとして指定を行わないことができる。
 - 一 地形上構造の改良を実施することが著しく困難なもの
 - 二 一時的なもの
 - 三 構造の改良の工事に要する費用が構造の改良によって生ずる利益を著しく超えるもの
 - 四 前項第一号ホのみに該当するもので、保安設備が設置されているもの、法第三条第一項の規定により保安設備の整備を実施すべきものとして国土交通大臣が指定を行うもの又は運転回数数が極めて少ない鉄道に係るもの
 - 五 法第三条第一項の規定により立体交差化を実施すべきものとして国土交通大臣が指定を行うもの
 - 六 前項第二号又は第三号のみに該当するもので、法第三条第一項の規定により歩行者等立体横断施設の整備を実施すべきものとして国土交通大臣が指定を行うもの

(歩行者等立体横断施設の整備の指定基準)

第四条 法第三条第一項の規定により歩行者等立体横断施設の整備を実施すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 一時間の踏切遮断時間が四十分以上になるもの
- 二 四線以上の区間にあるものその他踏切道の長さが著しく長いもの

- 三 歩行者等立体横断施設の整備により事故の防止又は交通の円滑化に著しく効果があると認められるもの
- 2 前項の基準に該当する踏切道で次のいずれかに該当するものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により歩行者等立体横断施設の整備を実施すべきものとして指定を行わないことができる。
 - 一 地形上歩行者等立体横断施設の整備を実施することが著しく困難なもの
 - 二 一時的なもの
 - 三 周辺に歩行者又は自転車等が安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な施設が存するもの
 - 四 歩行者等立体横断施設の整備の工事に要する費用が歩行者等立体横断施設の整備によって生ずる利益を著しく超えるもの
- 五 法第三条第一項の規定により立体交差化又は構造の改良を実施すべきものとして国土交通大臣が指定を行うもの

(保安設備の整備の指定基準)

第五条 法第三条第一項の規定により踏切遮断機（踏切遮断機を設置することが技術上著しく困難であると認められる踏切道にあつては、踏切警報機。以下この条において同じ。）を設置すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 自動車が行き止まりの踏切道であつて、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のもの
 - 二 平成二十三年四月一日以後の日を含む三年間において三回以上又は平成二十三年四月一日以後の日を含む一年間において二回以上の事故が発生し、かつ、踏切遮断機の設置によつて事故の防止に効果があると認められるもの
 - 三 複線以上の区間にあるもので、踏切遮断機の設置によつて事故の防止に効果があると認められるもの
 - 四 踏切道を通する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のもの
 - 五 付近に幼稚園又は小学校があることその他の特別の事情により危険性が大きいと認められるもの
- 2 前項の基準に該当する踏切道で、踏切警報機の配置その他の理由により、踏切遮断機を設置した場合と同等の安全が確保されていると認められるものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により踏切遮断機を設置すべきものとして指定を行わないことができる。

第六条 法第三条第一項の規定により踏切警報時間制御装置を設置すべきものとして指定を行う踏切道は、次の各号に該当する踏切道とする。

- 一 列車の速度が異なること等により、列車ごとの警報の開始から列車の到達までの時間について三十秒以上の差があるもの
 - 二 一時間の鉄道交通量（踏切道を通する列車（入換車両及び新設軌道の車両を含む。）の数を別表に掲げる換算率により換算した数値をいう。第八条において同じ。）が十五を超えるもの
- 2 前項の基準に該当する踏切道で次の各号のいずれかに該当するものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により踏切警報時間制御装置を設置すべきものとして指定を行わないことができる。
- 一 踏切警報時間制御装置の設置による踏切遮断時間の短縮の効果があると認められないもの
 - 二 踏切警報機の配置その他の理由により、踏切警報時間制御装置を設置した場合と同等の安全が確保されていると認められるもの

第七条 法第三条第一項の規定により二段型遮断装置、大型遮断装置又はオーバーハング型警報装置を設置すべきものとして指定を行う踏切道は、踏切遮断機が設置されている踏切道であつて当該踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時を超えるものうち、次のいずれかに該当する踏切道とする。

一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が二千以上のもの
二 平成二十三年四月一日以後の日を含む五年間において一回以上の事故が発生し、かつ、当該保安設備の設置によつて事故の防止に効果があらんと認められるもの

2 前項の基準に該当する踏切道で、踏切警手の配置その他の理由により、二段型遮断装置、大型遮断装置又はオーバーハング型警報装置を設置した場合と同等の安全が確保されていると認められるものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により二段型遮断装置、大型遮断装置又はオーバーハング型警報装置を設置すべきものとして指定を行わないことができる。

第八条 法第三条第一項の規定により踏切支障報知装置を設置すべきものとして指定を行う踏切道は、踏切遮断機が設置されている踏切道であつて次のいずれかに該当する踏切道とする。

一 当該踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時を超えるものうち、次のいずれかに該当するもの
イ 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が二千以上のもの

ロ 平成二十三年四月一日以後の日を含む五年間において一回以上の事故が発生し、かつ、当該保安設備の設置によつて事故の防止に効果があらんと認められるもの

二 一時間の鉄道交通量が十五を超えるもの

三 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの

2 前項の基準に該当する踏切道で、踏切警手の配置その他の理由により、踏切支障報知装置を設置した場合と同等の安全が確保されていると認められるものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により踏切支障報知装置を設置すべきものとして指定を行わないことができる。

(歩行者等立体横断施設)

第九条 法第三条第一項の国土交通省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 横断歩道橋

二 地下横断歩道

三 前二号に掲げるもののほか、歩行者又は自転車が安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な通路

(立体交差化計画等)

第十条 法第四条第一項の立体交差化計画等には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 立体交差化等を実施する踏切道の名称及び位置並びに当該踏切道に係る鉄道の線区名及び道路の路線名
 - 二 工事の概要
 - 三 工事に要する費用の総額及びその内訳
 - 四 工着手予定時期及び工事完了予定時期
- 2 前項の立体交差化計画等には、踏切道付近の略図及び工事の概要を説明するために必要な図面を添付しなければならない。

(保安設備整備計画)

第十一条 法第四条第十二項の保安設備整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 保安設備の整備を実施する踏切道の名称及び位置
 - 二 設置しようとする保安設備の種類
 - 三 工事に要する費用の総額及びその内訳
 - 四 工着手予定時期及び工事完了予定時期
- 2 前項の保安設備整備計画には、踏切道付近の略図及び保安設備の配置の概要図を添付しなければならない。

(補助の申請)

第十二条 法第八条第一項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備整備計画に係る改良の工事が完了した日(保安設備整備計画に係る改良の工事が完了した日において当該完了した日の属する年(保安設備整備計画に係る改良の工事が完了した日が一月一日から二月末日までである場合には、その前年)の四月一日の属する事業年度の前事業年度(以下「前事業年度」という。)の決算が終了していない場合は、当該決算の終了の日。以下「申請期間の開始の日」という。)から翌年(申請期間の開始の日が一月一日から三月十日までである場合には、その年)の三月十日までに、保安設備整備費補助金交付申請書(第一号様式)に次の書類を添付し、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 保安設備整備費決算表(第二号様式)
- 二 前事業年度末からさかのぼり一年間に係る鉄道事業会計規則(昭和六十二年運輸省令第七号)第五条の規定により作成した損益計算書
- 三 前事業年度末における鉄道事業会計規則第五条の規定により作成した貸借対照表

(保安設備整備工事了了届)

第十三条 法第八条第一項の規定により補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備整備計画に係る改良の工事が完了したときは、遅滞なく、保安設備整備工事了了届(第三号様式)を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合の特例)

第十四条 法第八条第三項の規定により、同項に規定する補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合には、前二条中「地方運輸局長を經由して」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて」と、第一号様式及び第三号様式中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長」とする。

(事業用固定資産の価額)

第十五条 踏切道改良促進法施行令(昭和三十七年政令第三百二号。以下「令」という。)第二条の事業用固定資産の価額は、第十二条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額とする。

(各事業に関連する営業外収益等の配賦)

第十六条 鉄道事業者が鉄道事業(軌道業を含む。以下同じ。)以外の事業を経営する場合においては、各事業に関連する営業外収益、営業外費用及び事業用固定資産の価額は、次に掲げる割合により鉄道事業に配賦するものとする。

- 一 営業外収益にあつては、各事業の営業収益の百分率
- 二 営業外費用にあつては、次に掲げる割合
- イ 支払利子にあつては、各事業に専属する事業用固定資産につき第十二条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率
- ロ 支払利子以外の営業外費用にあつては、各事業の営業費の百分率
- 三 事業用固定資産の価額にあつては、各事業に専属する事業用固定資産につき第十二条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

(立体交差化工事施行者になろうとする者の申請の手続)

第十七条 立体交差化工事施行者になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 一 次に掲げる事項を記載した特定連続立体交差化工事(令第五条に規定する特定連続立体交差化工事をいう。以下同じ。)に関する工事実施計画
- イ 特定連続立体交差化工事の設計の概要
- ロ 特定連続立体交差化工事に要する費用の総額及びその内訳
- ハ 特定連続立体交差化工事の工程表
- 二 次に掲げる事項を記載した特定連続立体交差化工事に関する資金計画
- イ 資金の調達方法
- ロ 資金の使途

三 特定連続立体交差化工事に関する収支計画

四 特定連続立体交差化工事を適確に行うに足りる能力があることを説明した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 役員又は社員の履歴書

ハ 株式会社にあつては、発行済株式の総数の五パーセント以上の株式を所有する株主の名簿

ニ 最近の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

ホ 組織を明らかにする書類

ヘ 法第九条第一項の同意を得たことを証する書類

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の履歴書

ハ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類

ニ 組織を明らかにする書類

ホ 法第九条第一項の同意を得たことを証する書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

(立体交差化工事施行者の決定の通知)

第十八条 国土交通大臣は、前条第一項の申請をした者が令第六条の要件に適合すると認めるときは、当該申請をした者並びに関係都道府県及び市町村に対し、その旨を通知するものとする。

(貸付申請の手続)

第十九条 前条の通知を受けた都道府県又は市町村は、法第九条第一項の国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 都道府県又は市町村の当該年度における特定連続立体交差化工事に係る貸付けの金額及びその時期

二 都道府県又は市町村の貸付けを受ける立体交差化工事施行者の当該年度における特定連続立体交差化工事に関する工事実施計画の明細

三 都道府県又は市町村の貸付けを受ける立体交差化工事施行者の当該年度における特定連続立体交差化工事に関する資金計画の明細

四 都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件

(令第五条の国土交通省令で定める踏切道)

第二十条 令第五条の国土交通省令で定める踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 平成二十七年末における一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上になると認められるもの
- 二 平成二十七年末における一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上になり、かつ平成二十七年末における一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上になると認められるもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上になるもの

(報告の徴収)

第二十一条 鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者は、法第十一条の規定により国土交通大臣から踏切道の改良の実施の状況その他必要な事項について報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

(書類の経由)

第二十二条 法第三条第二項の規定による申出(保安設備の整備に係るものに限る。)、法第四条第十二項の規定による保安設備整備計画の提出及び前条第一項の規定による報告書の提出(鉄道事業者が行うものに限る。)は、当該踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長を経由してしなければならない。

○ 開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）（抄）

（占用料の額）

第三条 開発道路に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に依りて道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の規定により算定した額を勘案して占用面積一方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この条において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、開発道路に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

3 国土交通大臣は、開発道路に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 令第十一条の八に規定する応急仮設住宅

二 法第三十五条に規定する事業及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に應ずるものの用に供する施設

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの

4 開発道路に係る占用料で当該道路の指定の日の前日までに道路管理者である道又は市町村が徴収すべきものの額は、前三項の規定にかかわらず、当該指定の際現に当該道路管理者である道又は市町村が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

(占用料の徴収方法)

- 第四条 開発道路に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の同意をした日から一月以内に納入告知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。
- 2 前項の占用料ですでに納めたものは返還しない。ただし、国土交通大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、すでに納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算定した占用料の額をこえるときは、そのこえる額の占用料は、返還する。
- 3 開発道路に係る占用料で当該道路の指定の日の前日までに道路管理者である道又は市町村が徴収すべきものは、前二項の規定にかかわらず、当該指定の際現に当該道路管理者である道又は市町村が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の徴収方法により徴収するものとする。

(開発道路に係る占用料の額の最低額)

第四条の二 開発道路に係る占用料の額の最低額の下限の額については、第三条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第四条の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第四条の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

○ 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）（抄）

（国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表）

第三十六条の八 法第十九条の三の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報は、次のとおりとする。

- 一 法第十九条の規定による届出に係る事項
 - 二 法第十九条の二の規定による届出に係る事項
 - 三 法第二十三条第一項の規定による命令（輸送の安全に関してされたものに限る。）に係る事項
 - 四 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第六条第一項から第三項までの規定による勧告に係る事項
 - 五 鉄道事業者に対してされた行政指導（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第六号に規定する行政指導のうち、輸送の安全に関してされたものに限る。）に係る事項
 - 六 鉄道事業者が前号の行政指導に基づき講じた改善措置に係る事項
 - 七 鉄道事業者による輸送の安全に関わる設備投資の状況に係る事項
 - 八 輸送の安全に関わる鉄道施設の状況に係る事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
- 2 法第十九条の三の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。